



# 埼玉県報

第207号  
令和3年(2021年)  
5月11日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 令和3年度登録販売者試験の実施（保健医療政策課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 建築士事務所の監督処分（建築安全課）
- 運転シミュレーターの賃貸借に関する入札公告（会計課）

### 正誤

- 埼玉県教育委員会規則第4号中訂正（教委・総務課）

# 告示

## 埼玉県告示第六百二二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
令和三年九月二十三日（木）	埼玉大学（埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五）

### 二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

### 三 受験手続

#### イ 提出書類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十九条の五第一項に規定する申請書

#### ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

#### ハ 提出期間及び提出方法

令和三年五月二十四日（月）から六月四日（金）まで

埼玉県登録販売者試験センター（新越谷郵便局私書箱一号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

### 四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和三年十月二十九日（金）午前十時から同年十一月一日（月）午後五時ま  
で

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年十月二十九日（金）午前十時から同年十一月二十九日（月）午後五  
時まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
ここのす共生病院	埼玉県鴻巣市本町六丁目五番十八号	令和三年四月三十日

# 告示

## 埼玉県告示第六百四号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和三年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
ここのす共生病院	埼玉県鴻巣市上谷二千七十三番地一	令和六年二月二十七日

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク飯能阿須店

埼玉県飯能市大字阿須字深井八百十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 飯能市開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議及び都市計画法に基づく開発許可の手続きが必要です。
- (2) 飯能市開発行為に関する指導要綱に基づく開発行為事前協議申出書を提出する際には、事前協議に係る指示、意見等に従うこと。
- (3) 建築基準関係法令に適合させること。埼玉県屋外広告物条例及び飯能市景観計画に適合させること。
- (4) 着工前に上水道供給申込書及び給水装置工事申込書を提出すること。工事については、飯能市指定給水装置工事事業者にて施工すること。
- (5) 駐車場利用者に対して、周辺に小・中・高（保育所含む）等教育施設があることを伝え、思いやり運転を呼びかけていただきたい。

#### 二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年六月十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第六百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額  
531,157,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

132,374,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第1号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第六百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額  
184,316,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第1号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第六百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 栗生田 邦夫	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計九者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計九者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計八者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計三十六者

### ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

### ニ 届出年月日

令和三年四月三十日

### 二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年九月十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年五月十一日から令和三年九月十一日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第六百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

##### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

グランエミオ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

北斗パーキング所沢久米駐車場 午前零時から翌午前零時

K , S パーク東住吉駐車場（仮称） 午前零時から翌午前零時

K , S パーク東住吉第八駐車場（仮称） 午前零時から翌午前零時

時

K , S パーク東住吉第七駐車場 午前零時から翌午前零時

K , S パーク東町第八駐車場 午前零時から翌午前零時

市営元町地下駐車場 午前七時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十七か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和三年十二月三十一日

二 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十一日から令和三年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第六百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

周辺が通学路となっているため、周辺道路を徐行していただけるよう、駐車場等に注意喚起の掲示をしていただきたいと思います。

### 二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年六月十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十三号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

秩父市、小鹿野町の一部（埼玉県秩父県土整備事務所管内）

### 四 作業期間

令和三年四月二十六日から令和三年八月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十四号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

秩父市、小鹿野町の一部（埼玉県秩父県土整備事務所管内）

### 四 作業期間

令和三年四月二十七日から令和三年八月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十五号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1000）

### 三 作業地域

秩父市、皆野町の一部（埼玉県秩父県土整備事務所管内）

### 四 作業期間

令和三年四月二十三日から令和三年八月二十日まで

## 告示

### 埼玉県告示第六百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 監督処分をした年月日

令和三年五月六日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名 称	所 在 地	開設者の氏名	事務所の別	登 録 番 号
ケイアイスタ ー不動産株式 会社二級建築 士事務所	埼玉県本庄市 西富田七百六 十二―一	ケイアイスタ ー不動産株式 会社 代表取締役 塙 圭二	二級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（三） 第一〇三二 〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

運転シミュレーターの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年1月1日（土）から令和10年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部  
運転免許課講習係 電話048-543-2001 内線239

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月9日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月9日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年7月9日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年6月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Driving Simulator

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. July 9, 2021 By mail; 5:00 p.m. July 8, 2021 In person; 10:20 a.m. July 9, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

正 誤

埼玉県教育委員会規則第四号（令和三年三月三十日第九十五号）中訂正

ページ 行

十一 前から十六

誤

「五」

正

「⑤」